

入札制度が変わりました

- 暴力団員等*や、役員に暴力団員等*がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等*から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意! 「陳述」欄の「☐ 自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。)にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 4 日

さいたま地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 本 間 英美子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 19 日から 令和 8 年 8 月 26 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所第 3 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 7 日 午前 9 時 10 分から 令和 8 年 9 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8,560,000 6,848,000	一括	1,712,000	61,587	23,095
1	6,770,000				
2	1,790,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 川口市飯塚二丁目
地 番 145 番 6
地 目 宅地
地 積 76.67 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
- 2 所 在 川口市飯塚二丁目 145 番地 1
家屋 番号 145 番 1 の 2
種 類 店舗 居宅
構 造 木造瓦葺陸屋根 2 階建
床 面 積 1 階 45.54 平方メートル
2 階 37.26 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 18 日

さいたま地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 本 間 芙美子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者 A が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

本件土地建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

【物件番号 1】

- ・ 本件土地西側境界付近に、隣地（地番 1 4 5 番 5）の門扉支柱がある。
- ・ 本件土地西側境界付近を、隣地（地番 1 4 5 番 5）住人が通行している。
- ・ 売却対象外の西側隣地（地番 1 4 5 番 5）を通行のため利用している。
- ・ 隣地（地番 1 4 5 番 5）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 川口市飯塚二丁目
- 地 番 1 4 5 番 6
- 地 目 宅地
- 地 積 7 6 . 6 7 平方メートル
- 共有者 A 持分 2 分の 1
- 2 所 在 川口市飯塚二丁目 1 4 5 番地 1
- 家屋 番号 1 4 5 番 1 の 2
- 種 類 店舗 居宅
- 構 造 木造瓦葺陸屋根 2 階建
- 床 面 積 1 階 4 5 . 5 4 平方メートル
2 階 3 7 . 2 6 平方メートル
- 共有者 A 持分 2 分の 1



令和8年(ヌ)第27号
令和8年4月15日受理
令和8年5月27日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所
執行官 室 井 祐 介

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 川口市飯塚二丁目
地 番 145 番 6
地 目 宅地
地 積 76.67 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
- 2 所 在 川口市飯塚二丁目 145 番地 1
家屋 番号 145 番 1 の 2
種 類 店舗 居宅
構 造 木造瓦葺陸屋根 2 階建
床 面 積 1 階 45.54 平方メートル
2 階 37.26 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	埼玉県川口市飯塚二丁目7番8号			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 雑種地(物件) ☐ 宅地(物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者が目的土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	本件土地には、土地建物位置関係図に示したとおり隣地(145-5)所有の門扉の支柱が存在する。また、同土地上北側には、スチール製物置(動産)が存在する。 敷地に接する地番144-3、145-2、146-2の土地は、川口市所有名義の水路敷となっている(登記上地目も同様)。			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類: 構造: 床面積:</td> </tr> </table>		{	種類: 構造: 床面積:
{	種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	本件建物内で小型犬が1匹飼育されているが、これによる強い異臭や著しい汚損はみられなかった。また、築年数相応の経年劣化による床や壁の傷みがみられる。			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td> 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日 </td> </tr> </table>		{	地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
{	地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■隣地住人	1 本件建物には、債務者（A）が単身で居住しています。 2 本件土地の一部に私の自宅の門扉の支柱が食い込む形になっていますが、これは債務者の母との協議によるもので、約20年前から無償で借りて使用しています。 また、同様に、本件土地の西側境界付近も通路として使用しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

執行官の意見

- 1 目的物件の状況は、地積測量図、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 債務者（A）不在のため、立会人を立ち会わせて立入り調査を実施した。臨場時に玄関シャッター及びその内側の引き戸は解錠の必要がない状況であり、1階洋室のテレビ、エアコン及び照明は電源がついたままの状態であった。表札に債務者名の表示は存在しないが、郵便受けには債務者名の記載された日本年金機構等からの郵便物が存在した。

また、写真③のとおり、本件建物内には1階和室にのみ常時使用していると
思料されるシングルサイズのベッドが存在し、男性用のズボン等の衣類が置か
れていたことから、債務者が単身居住し居宅として使用していることがうかが
われた。

なお、上記建物内に債務者以外の者の占有をうかがわせる郵便物等は見当た
らなかった。

以上の現況及び関係人の陳述から目的物件の占有関係については、2枚目の
とおり認めた。

なお、本件は共有持分の売却であるため、買受人はその全部を当然には利用
できない。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月16日(木) 11:00-11:25	物件所在地	物件特定、占有確認、外観撮影、連絡文書投函、隣地住人から口頭聴取
令和8年4月20日(月) 16:10-16:25	執務室	川口市に間取図交付依頼書郵送
令和8年4月23日(木) 12:00-12:10	物件所在地	連絡文書投函(解錠予告)
令和8年5月19日(火) 15:00-15:30	物件所在地	立会人立ち会いのもと物件調査、写真撮影(評価人同行)
令和8年5月25日(月) 13:25-13:40	執務室	登記情報提供サービスを利用し、隣接地の登記情報を取得
(特記事項) ☒ 令和8年5月19日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。目的物件は不在かつ解錠の必要がない状況であったので立会人を立ち合わせ建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

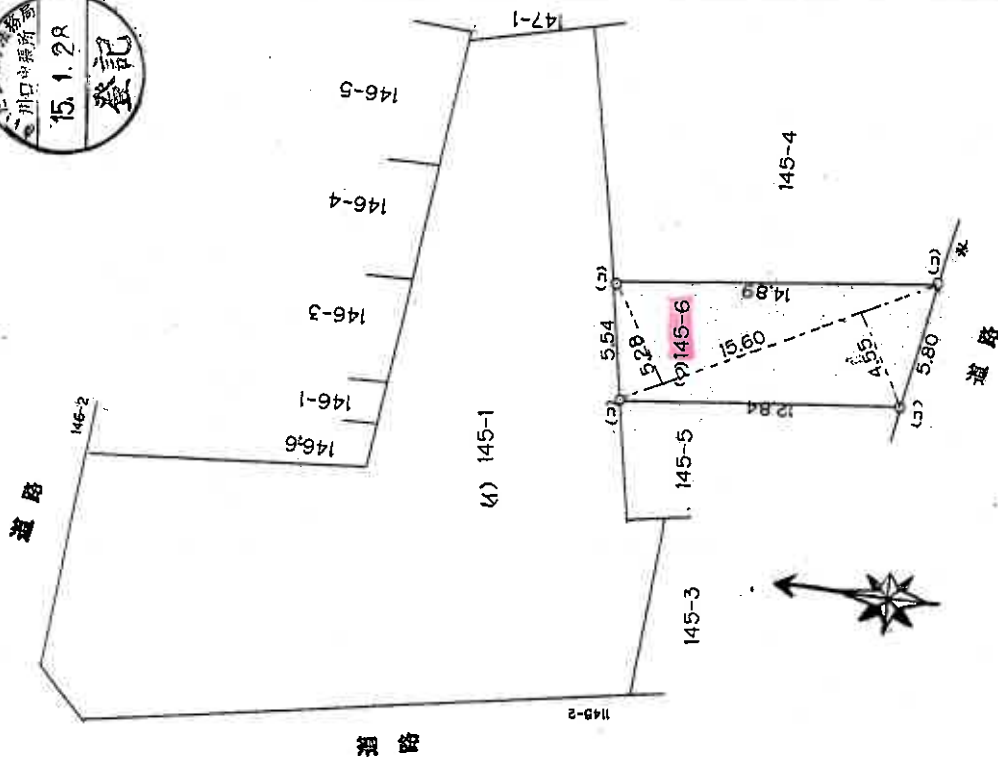
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

0521542

地積測量図

地番	(4) 145-1	(5) 145-6
土地の所在	川口市銀座2丁目	



(4) 145-1 求積表

$$524.44 - 76.67 = 447.77$$

447.77

(5) 145-6 求積表

$$15.60 \times (4.55 + 5.28) \div 2 = 76.6740$$

76.67

凡例	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号
①	石杭	①	金属板	④	刻印	印
②	コンクリート杭	②	金属杭			
③	プラスチック杭	③	金属プレート			

作製者 土地家屋調査士 (埼玉土地家屋調査士)

年月日 年 月 日 (製)

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局川口出張所管轄)

令和8年2月27日

さいたま地方方法務局

登記官

(6枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方法務局川口出張所管轄)
令和8年2月27日 さいたま地方法務局

令和8年2月27日

九州地方出版局

改訂新編

(7枚目)

請求番号: 39-3

0035051

家屋番号	145-1-2
建物の所在	川口市飯塚町2丁目145番地1

建 物 階 平 面 図

飯塚2丁目

床面積計算

10.01 x 4.55 = 45.545

床面積計算

8.19 x 4.55 = 37.2645

昭和47年5月20日

作製者

土地家屋調査士

申請人

縮尺

1/200

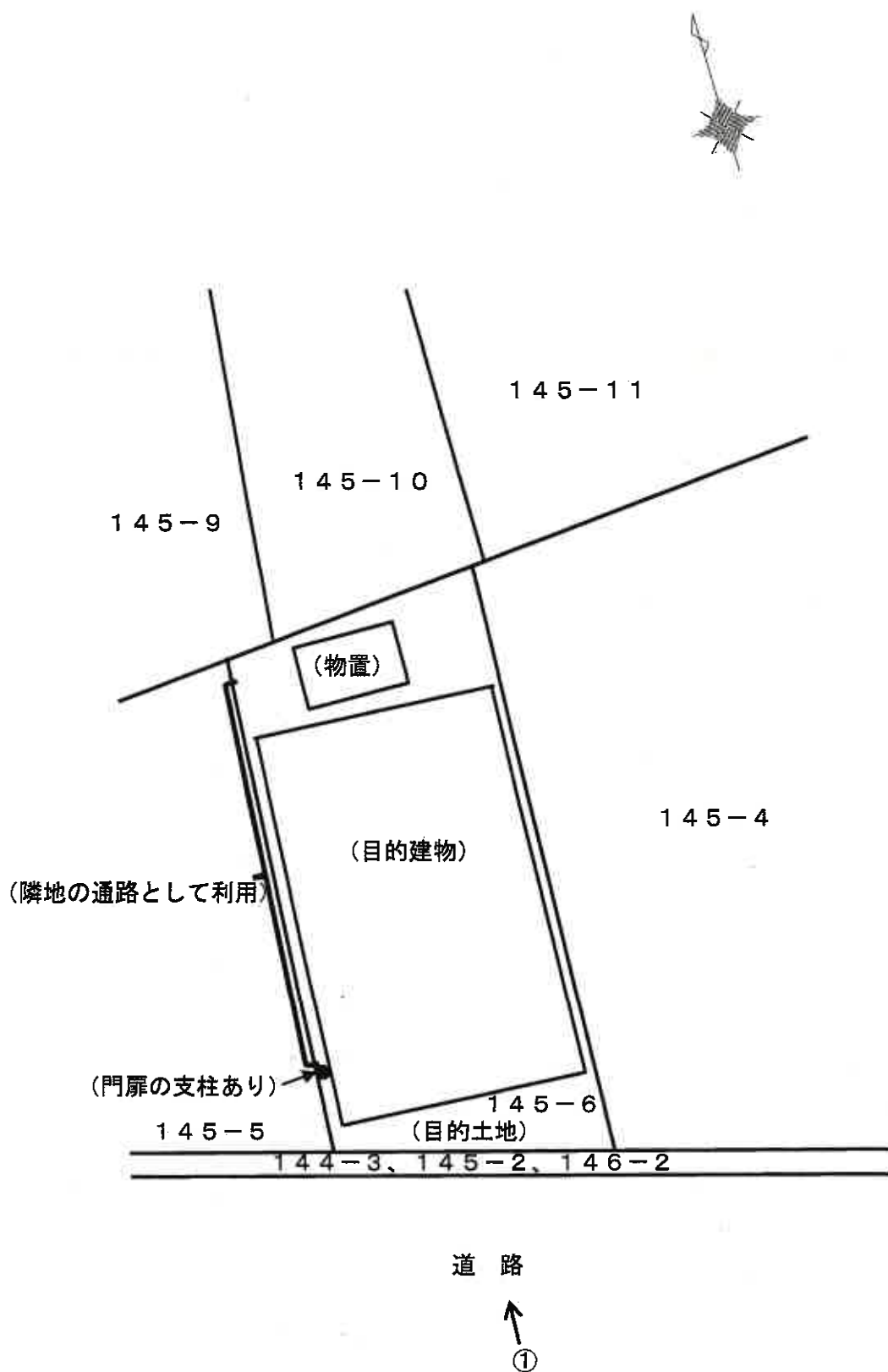
(埼玉土地家屋調査士会 用紙)

縮尺

1/500

土地建物位置関係図

(写真撮影位置 ○→)

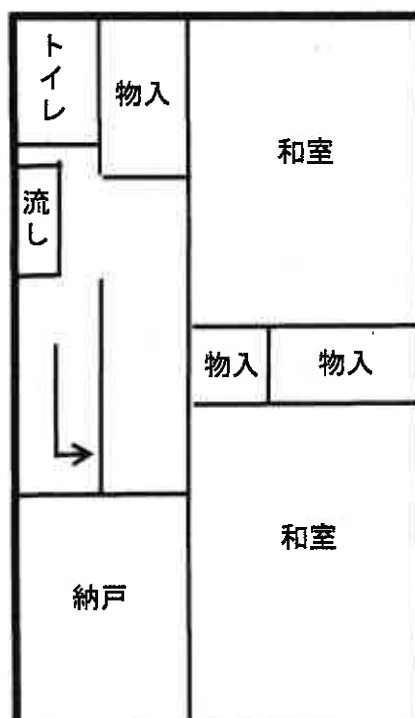


建物見取図 (写真撮影位置 ○→)

1 階



2 階



①



②



③



令和8年（又）第27号
令和8年5月19日 現地調査
令和8年6月10日 評価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
清 岡 明

物 件 目 録

- 1 所 在 川口市飯塚二丁目
地 番 145 番 6
地 目 宅地
地 積 76.67 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
- 2 所 在 川口市飯塚二丁目 145 番地 1
家屋 番号 145 番 1 の 2
種 類 店舗 居宅
構 造 木造瓦葺陸屋根 2 階建
床 面 積 1 階 45.54 平方メートル
2 階 37.26 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1



第1 評価額

一 括 価 格	
金 8,560,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 6,770,000円
物件2（建物）	金 1,790,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積 共 有 者	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積 共 有 者	別紙物件目録記載のとおり	
1・2	いずれもAの持ち分のみの売却である。物件1は、物件2建物の土地利用権を控除した価格である。物件2は、物件2建物価格に土地利用権を加算した価格である。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 物件1(宅地)

位 置 ・ 交 通	J R 京浜東北線「川口」駅南西方470m（直線距離）に位置する。		
付 近 の 状 況	小規模一般住宅、マンション、アパート等が混在する住宅地域		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制）	都 市 計 画 区 分	市街化区域	
	用 途 地 域	準工業地域	近隣商業地域
	建 蔽 率	60%	80%
	容 積 率	200%	200%
	防 火 規 制	準防火地域	準防火地域
	そ の 他 の 規 制	駐車場整備地区、首都圏整備法の既成市街地	
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	76.67㎡（登記数量） ほぼ台形 氾濫平野 ほぼ平坦 間口：約5.8m、奥行：約14.5m、中間画地	
接面道路の状況	南約9m舗装市道にほぼ等高に接面（建築基準法上の道路）		
土地の利用状況等	物件2（建物）の敷地である。		
供 給 処 理 施 設	水 道	あり	
	ガ ス	あり	
	下水道	あり	
	※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。		
特 記 事 項	・ 目的土地と西側隣地（145-5）の間の空地の入口付近に、両土地に跨って隣地の門扉が設置され、本件土地側に支柱がある。また、隣地住人及びAは、それぞれの建物の間の空地を一体で相互に通路として使用している。その権原は、Aと隣地住人との協議による使用借権である。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日（登 記 記 載）： 昭和47年1月30日新築 経 過 年 数： 約54年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数： 一般的経済的耐用年数を超過している。
仕 様	構 造： 木造 屋 根： 瓦葺 外 壁： モルタル等 内 壁： ビニールクロス、合板等 天 井： ビニールクロス合板等 床： 合板、畳、クッションフロア等 設 備： 電気設備、給排水設備、ガス設備、衛生設備等 そ の 他： 特になし ※アスベストの存否は不明
床 面 積（現 況）	1階 45.54㎡ 2階 37.26㎡ 延 82.80㎡
現 況 用 途 等	居宅として利用されている。
品 等	使用資材： 普通 施 工： 普通
保 守 管 理 の 状 態	劣る
建 物 の 利 用 状 況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・老朽化が著しい、 ・ペットの室内飼育あり

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (宅地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格(円/㎡) ア	個別格差 イ	地積(㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	472,000	1.06	76.67	0.90	34,520,000

※ 計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア. 標準画地価格(公示価格等からの規準)

基準地価格(川口-37)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 470,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{103.5}{100} & \times & \frac{100}{103} & \times & \frac{100}{100} & \div & 472,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。 ・方位 +3.0

◇地域格差：公示地の所在する地域は対象地域に比し、各条件の格差は次のとおりである。

$$\begin{array}{l} \text{街路条件:98 交通・接近条件:99 環境条件:103 行政的条件:100 その他条件:100} \\ 0.98 \times 0.99 \times 1.03 \times 1.00 \times 1.00 \div 1.00 \end{array}$$

イ. 個別格差：画地条件等を考慮した。 ・方位+6.0%

エ. 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに観察減価法を適用し建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価(円/㎡) ア	現況延床面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
2	165,000	82.80	0.03	410,000

イ. 現況延床面積：登記数量

ウ. 現価率：すでに耐用年数を超過しており、使用価値のみであるので、現価率は現地調査に基づき観察減価により3%と査定

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	34,520,000	0.20	場所的利益	6,900,000

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有 減価 修正 ウ	持分 割合 エ	市場性 修正 オ	競売 市場 修正 カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ×カ
1	34,520,000	－ 6,900,000		1 / 2	0.70	0.70	6,770,000
2	410,000	＋ 6,900,000	1.0	1 / 2	0.70	0.70	1,790,000
一 括 価 格 (合 計)							8,560,000

ウ. 占有減価修正： なし

オ. 市場性修正： A持分のみ売却であることを考慮

カ. 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

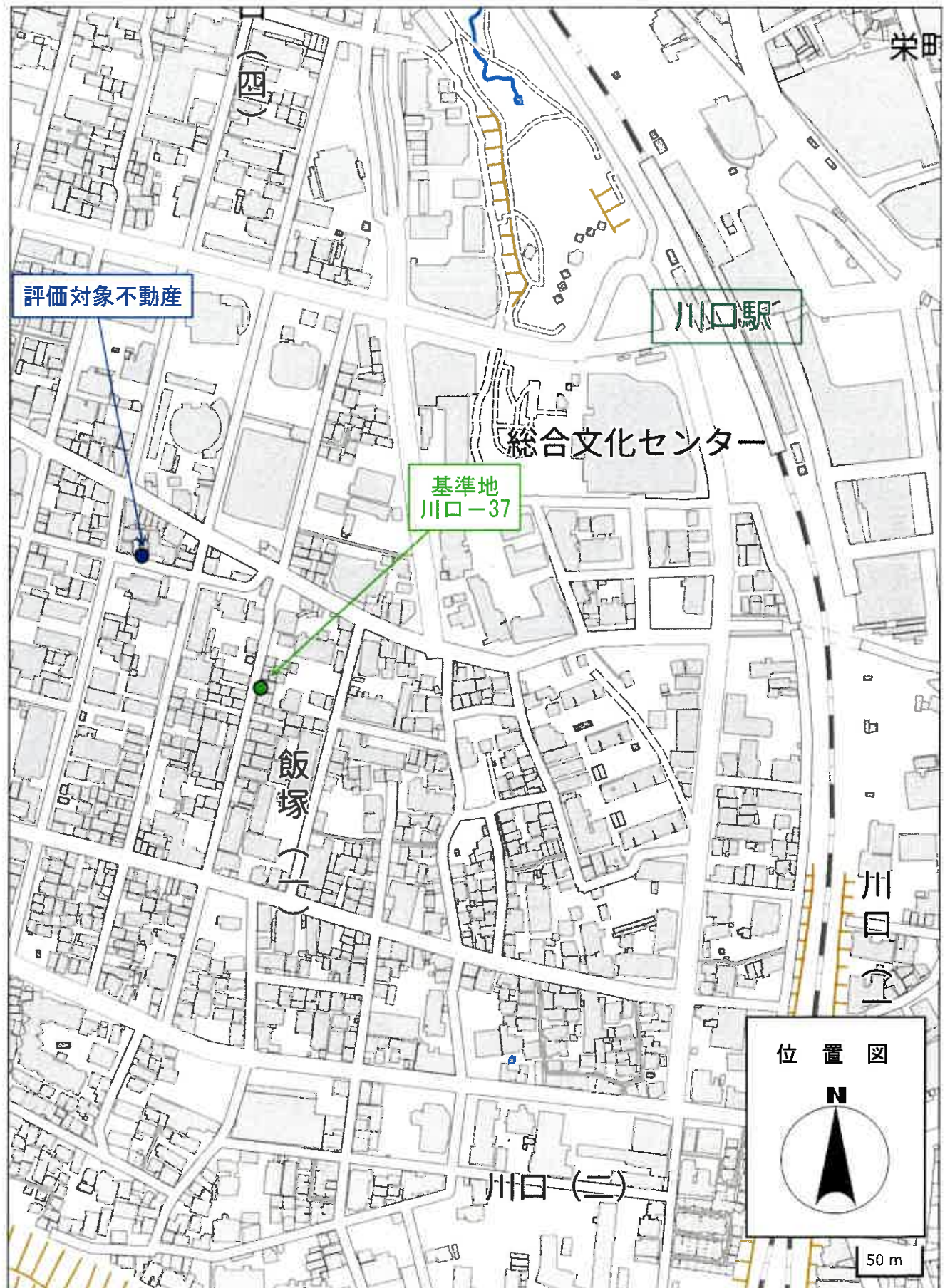
基 準 地 番	号：川口-37
基 所	在：埼玉県川口市飯塚1丁目120番3外 「飯塚1-9-40」
価	格：470,000円/㎡
位	置：JR京浜東北線「川口」駅約570m(道路距離)
価 格 時	点：令和7年7月1日
地	積：122㎡
供 給 処 理 施 設	：上水道・公共下水道・ガス
接 面 街 路	：西5.8m市道
用 途 指 定 等	：準工業地域、準防火地域 (建ぺい率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要	：一般住宅、マンション、アパート等が混在する住宅地域

第7 附属資料

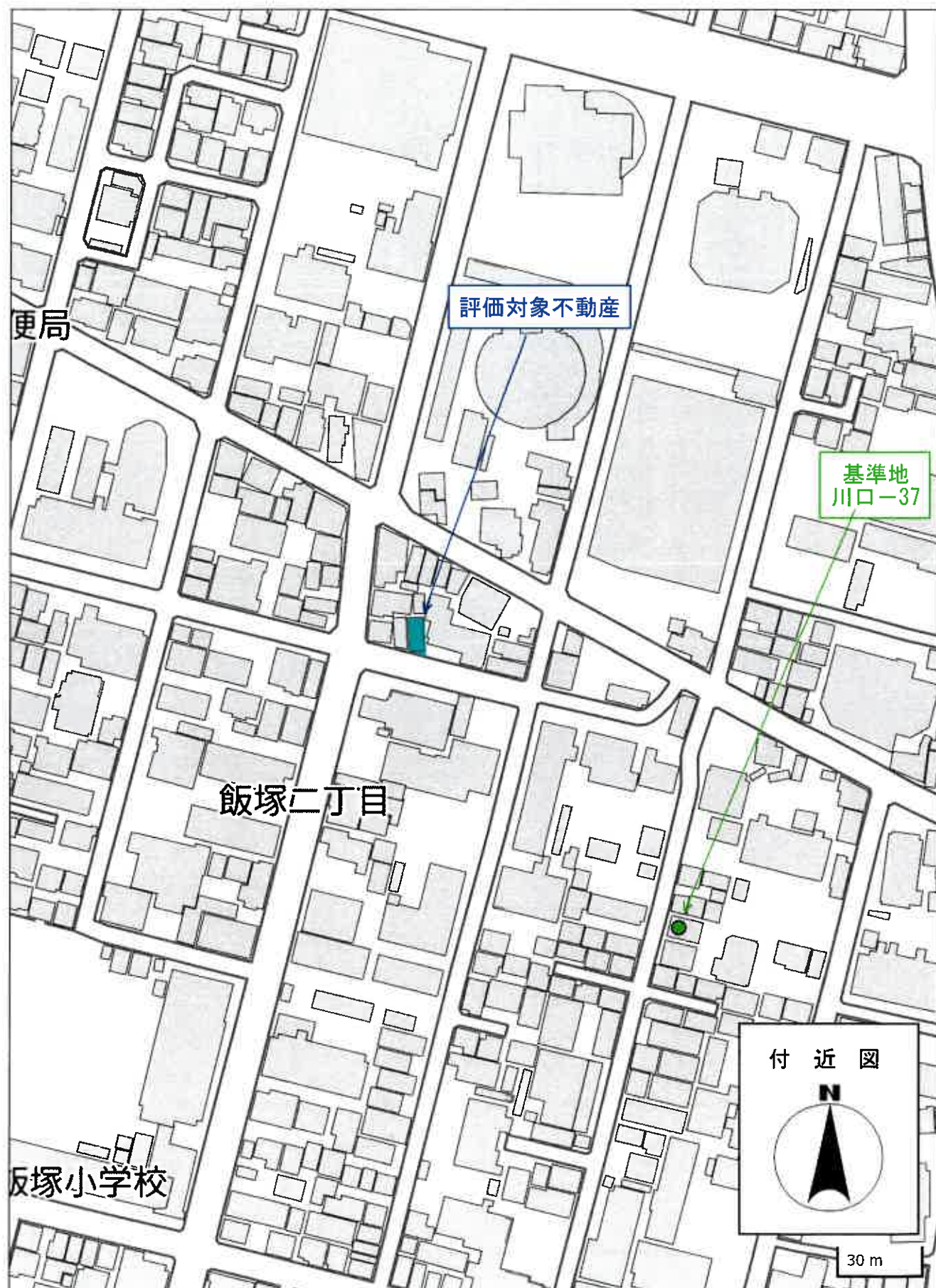
- ① 位置図
- ② 付近図
- ③ 公図写
- ④ 地積測量図
- ⑤ 建物図面・各階平面図
- ⑥ 土地建物位置関係図
- ⑦ 建物見取図
- ⑧ 仮名一覧表

以下余白

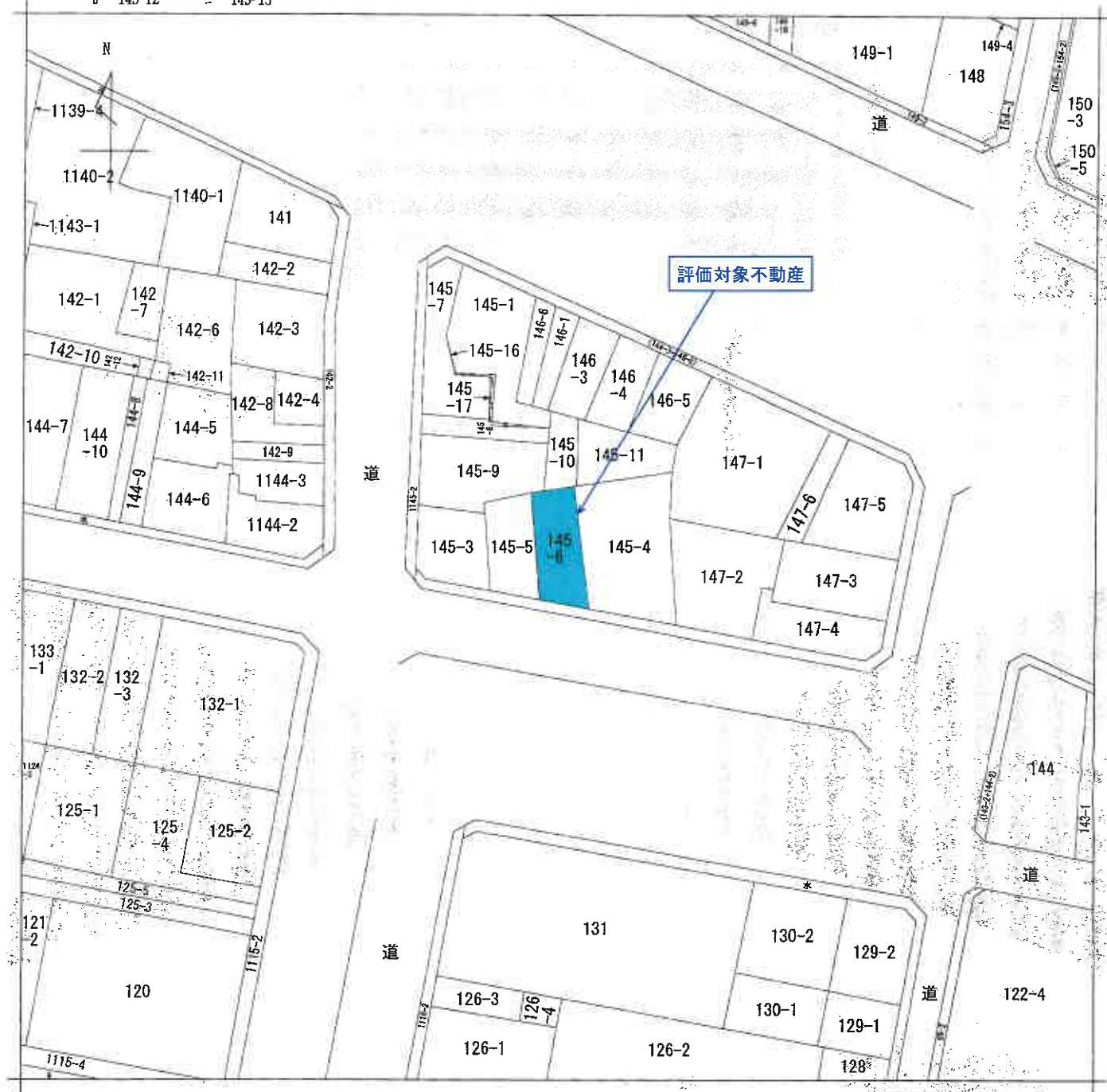
地理院地図 Vector



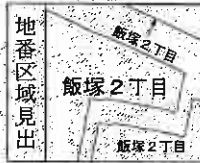
地理院地図 Vector



イ 1124-1 ハ 145-15 ホ 1115-3
ロ 145-12 ニ 145-13



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所 在	川口市飯塚二丁目				地 番	145番6			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

70%縮小コピー (原本サイズA3)

(さいたま地方法務局川口出張所管轄)

令和8年2月27日

さいたま地方法務局

請求番号: 39-1

登記官

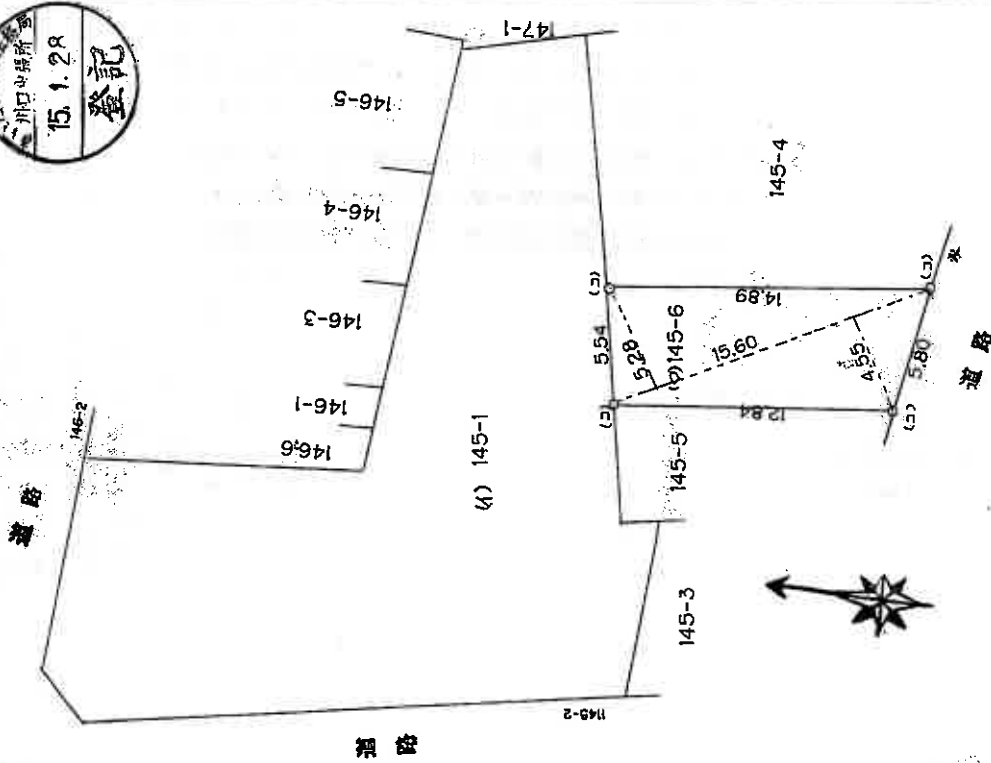
(1/1)

登記年月日：平成15年1月28日

0521542

地積測量図

地番	(4) 145-1	(5) 145-6
土地の所在	川口市領塚2丁目	



(4) 145-1
求積表
524.44 - 76.67 = 447.77
447.77
(5) 145-6
求積表
15.60 × (4.55 + 5.28) ÷ 2 = 76.6740
76.67

凡例	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号
①	石杭	①	金風脈	②	刻印	③
②	コンクリート杭	③	金風杭	④		⑤
③	プラスチック杭	⑤	金風フート	⑥		⑦
④		⑦		⑧		⑨
⑤		⑨		⑩		⑪
⑥		⑪		⑫		⑬
⑦		⑬		⑭		⑮
⑧		⑮		⑯		⑰
⑨		⑰		⑱		⑲
⑩		⑲		㉑		㉒
⑪		㉒		㉓		㉔
⑫		㉔		㉕		㉖
⑬		㉖		㉗		㉘
⑭		㉘		㉙		㉚
⑮		㉚		㉛		㉜
⑯		㉜		㉝		㉞
⑰		㉞		㉟		㊱
⑱		㊱		㊲		㊳
㉑		㊳		㊴		㊵
㉒		㊵		㊶		㊷
㉓		㊷		㊸		㊹
㉔		㊹		㊺		㊻
㉕		㊻		㊼		㊽
㉖		㊽		㊾		㊿
㉗		㊿		㋀		㋁
㉘		㋁		㋂		㋃
㉙		㋃		㋄		㋅
㉚		㋅		㋆		㋇
㉛		㋇		㋈		㋉
㉜		㋉		㋊		㋋
㉝		㋋		㋌		㋍
㉞		㋍		㋎		㋏
㉟		㋏		㋐		㋑
㊱		㋑		㋒		㋓
㊲		㋓		㋔		㋕
㊳		㋕		㋖		㋗
㊴		㋗		㋘		㋙
㊵		㋙		㋚		㋛
㊶		㋛		㋜		㋝
㊷		㋝		㋞		㋟
㊸		㋟		㋠		㋡
㊹		㋡		㋢		㋣
㊺		㋣		㋤		㋥
㊻		㋥		㋦		㋧
㊼		㋧		㋨		㋩
㊽		㋩		㋪		㋫
㊾		㋫		㋬		㋭
㊿		㋭		㋮		㋯
㋀		㋯		㋰		㋱
㋁		㋱		㋲		㋳
㋂		㋳		㋴		㋵
㋃		㋵		㋶		㋷
㋄		㋷		㋸		㋹
㋅		㋹		㋺		㋻
㋆		㋻		㋼		㋽
㋇		㋽		㋾		㋿
㋈		㋿		㊱		㊲
㋉		㊲		㊳		㊴
㋊		㊴		㊵		㊶
㋋		㊶		㊷		㊸
㋌		㊸		㊹		㊺
㋍		㊺		㊻		㊼
㋎		㊼		㊽		㊾
㋏		㊾		㊿		㋀
㋐		㋀		㋁		㋂
㋑		㋂		㋃		㋄
㋒		㋄		㋅		㋆
㋓		㋆		㋇		㋈
㋔		㋈		㋉		㋊
㋕		㋊		㋋		㋌
㋖		㋌		㋍		㋎
㋗		㋎		㋏		㋐
㋘		㋐		㋑		㋒
㋙		㋒		㋓		㋔
㋚		㋔		㋕		㋖
㋛		㋖		㋗		㋙
㋜		㋙		㋚		㋛
㋝		㋛		㋜		㋝
㋞		㋝		㋞		㋟
㋟		㋟		㋠		㋡
㋠		㋡		㋢		㋣
㋡		㋣		㋤		㋥
㋢		㋥		㋦		㋧
㋣		㋧		㋨		㋩
㋤		㋩		㋪		㋫
㋥		㋫		㋬		㋭
㋦		㋭		㋮		㋯
㋧		㋯		㋰		㋱
㋨		㋱		㋲		㋳
㋩		㋳		㋴		㋵
㋪		㋵		㋶		㋷
㋫		㋷		㋸		㋹
㋬		㋹		㋺		㋻
㋭		㋻		㋼		㋽
㋮		㋽		㋾		㋿
㋯		㋿		㊱		㊲
㋰		㊲		㊳		㊴
㋱		㊴		㊵		㊶
㋲		㊶		㊷		㊸
㋳		㊸		㊹		㊺
㋴		㊺		㊻		㊼
㋵		㊼		㊽		㊾
㋶		㊾		㊿		㋀
㋷		㋀		㋁		㋂
㋸		㋂		㋃		㋄
㋹		㋄		㋅		㋆
㋺		㋆		㋇		㋈
㋻		㋈		㋉		㋊
㋼		㋊		㋋		㋌
㋽		㋌		㋍		㋎
㋾		㋎		㋏		㋐
㋿		㋐		㋑		㋒
㊱		㋒		㋓		㋔
㊲		㋔		㋕		㋖
㊳		㋖		㋗		㋙
㊴		㋙		㋚		㋛
㊵		㋛		㋜		㋝
㊶		㋝		㋞		㋟
㊷		㋟		㋠		㋡
㊸		㋡		㋢		㋣
㊹		㋣		㋤		㋥
㊺		㋥		㋦		㋧
㊻		㋧		㋨		㋩
㊼		㋩		㋪		㋫
㊽		㋫		㋬		㋭
㊾		㋭		㋮		㋯
㊿		㋯		㋰		㋱
㋀		㋱		㋲		㋳
㋁		㋳		㋴		㋵
㋂		㋵		㋶		㋷
㋃		㋷		㋸		㋹
㋄		㋹				

製作者

土地家屋調査士

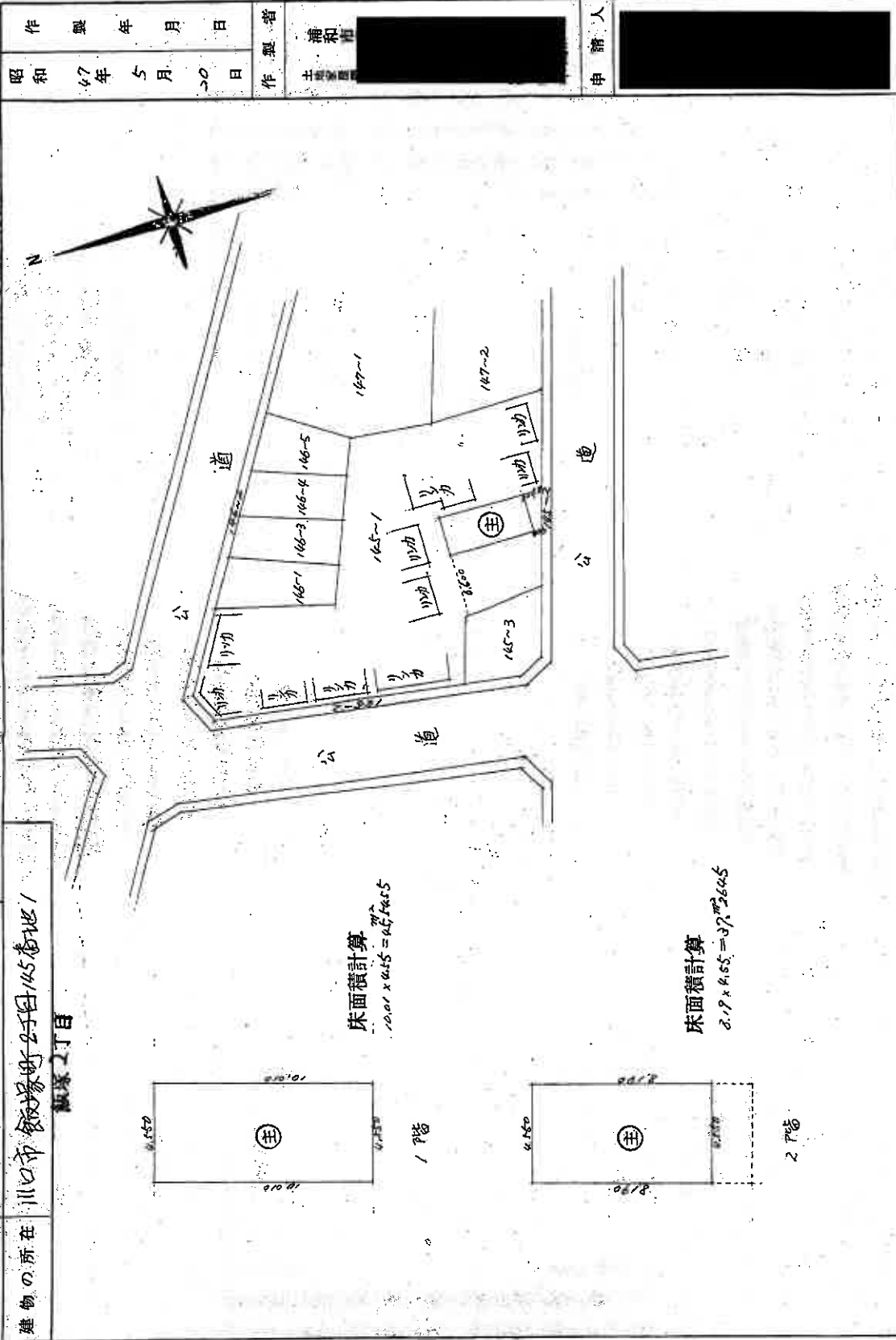
昭和55年10月27日(製作)

登記年月日：昭和47年5月23日

0035051

家屋番号	145-1-2
建物の所在	川口市飯塚町2丁目145番地1

建築物階平面図



(埼玉県地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/200

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

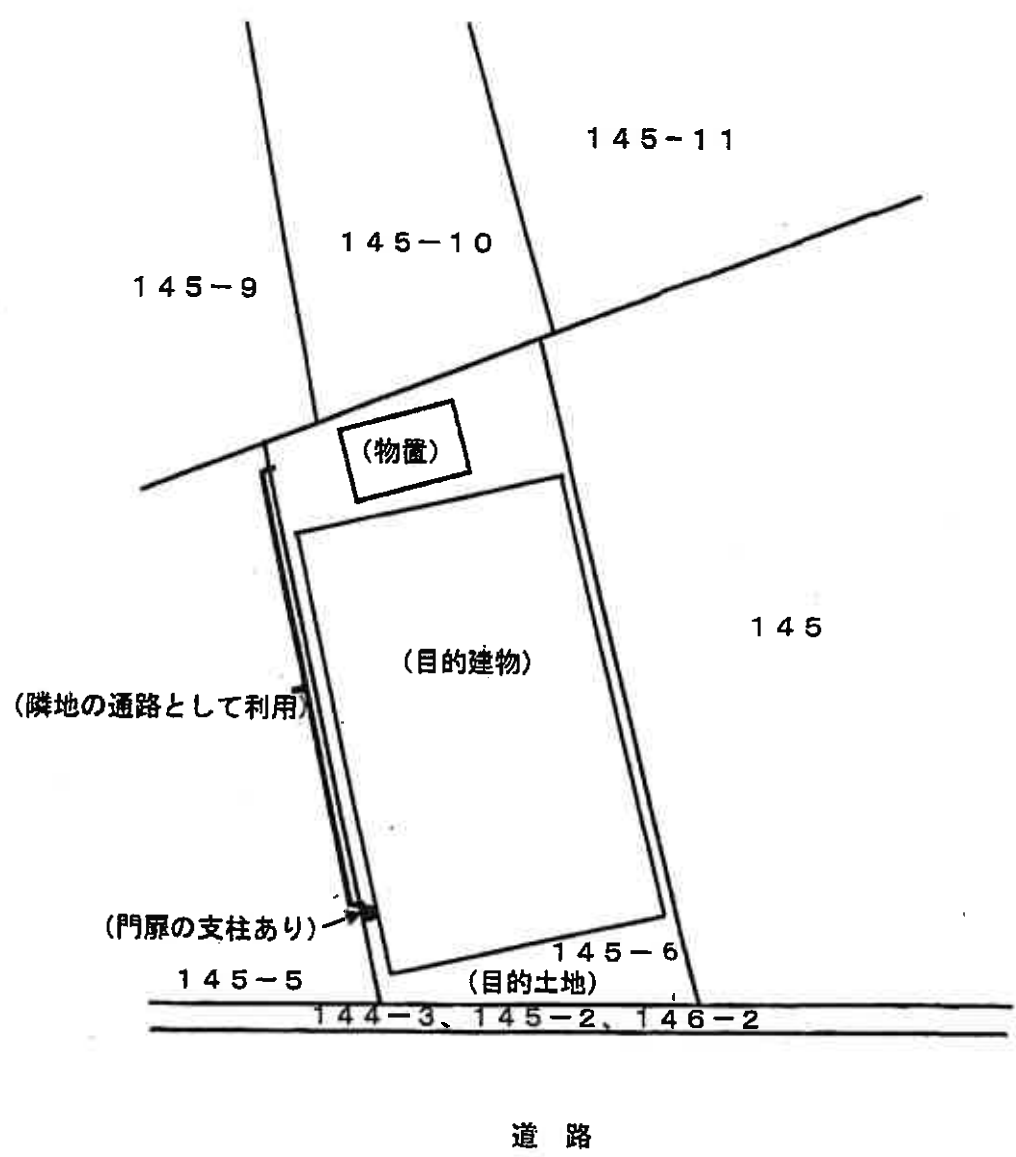
(さいたま地方支務局川口出張所管轄)

令和8年2月27日

さいたま地方支務局

登記官

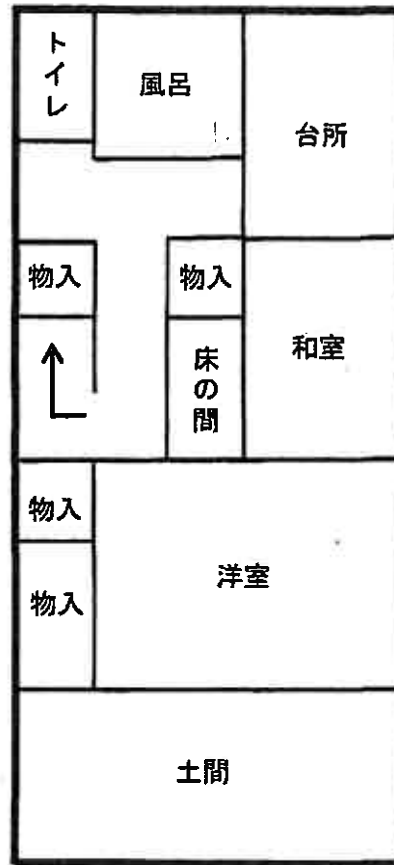
土地建物位置関係図



建物見取図



1 階



2 階

